

令和4年度 SADO ワークーション受入体制構築業務委託 仕様書

1. 仕様概要

本仕様書は、「SADO ワークーション受入体制構築業務委託」の業務内容及び要件等を定めるものであり、事業者は本仕様書に基づき業務を執行する。

なお、業務の詳細については、事業者の提案を基に双方協議の上締結する。

2. 委託の目的

本市は、高齢化率が既に 40%を超え、周辺部の過疎化や、地域コミュニティの低下など、日本の課題を先行、凝縮する、まさに日本の課題先進地となっている。

その大きな課題である人口減少対策について、「起業成功率No.1の島」を目指し、スタートアップ支援を強化することで、若い起業家の受入促進を図るとともに、多様な企業等と佐渡の地域資源を活用した地域活性化のための連携協定を締結している。

更には、(株)アドレスとの連携協定をきっかけに魅力的な滞在拠点が増え、ADDRESS 会員との交流が進み、2 地域居住や関係・交流人口の拡大が図られ、また、近年では、官民間わず、サテライトオフィスや魅力的なコワーキングスペースをはじめ、研修施設、ゲストハウスや佐渡の自然を満喫できるアウトドア関連施設が整備されてきている。

このことから、本業務では、島内におけるワークーション資源の情報整理とマーケティングに基づく SADO ワークーションの方向性をはじめ、魅力的なプログラム、プロモーションのあり方などを企画するとともに、企業連携・誘致や季節移住、移住促進、アフターコロナ後のインバウンド需要を取り込んだ SADO ワークーション受入体制構築のためのロードマップを作成することを目的とする。

3. 委託業務名

SADO ワークーション受入体制構築業務委託

4. 委託期間

契約締結日の翌日 ~ 令和5年3月 30 日(木)

5. 委託上限額

5,500,000 円(消費税及び地方消費税含む)

※この金額は本業務の契約額を示すものではない。

6. 企画提案を求めるテーマおよび業務内容

(1)ワークーション関連資源・施設調査

- 佐渡市内におけるサテライトオフィス、コワーキングスペース、研修施設、ゲストハウス等の宿泊施設、キャンプ場等のアウトドア関連施設をはじめ、各団体等が実施する自然・文化等体験プログラムや研修プログラムなどのワークーション関連施設および資源の情報を一元化する。
- 上記の情報については、施設概要および「施設の特徴と課題」を中心として、詳細の項目は、佐渡市と当該業務委託における受託者との協議により決定する。

(2) SADO ワークーションにおけるマーケティング業務

佐渡市と連携協定締結した企業を中心とした国内企業およびインバウンド需要も含めたワークーションにおける顧客ニーズ、分析、それらに基づく SADO ワークーションのあり方と商品開発およびプロモーション等情報発信の企画立案を行う。

(3) SADO ワークーションにおける受入体制の企画立案

- 佐渡市におけるワークーションにおける受入体制のあり方について、関係者とのヒアリング等を行い検討する。
- 受入や情報発信を一元的に推進する官民連携の「中間支援組織」の設立案を作成する。
- 佐渡市と連携協定を締結する企業のワークーションにおける担当窓口を明らかにする。

(4) 令和 5 年度以降の SADO ワークーション受入促進のためのロードマップの作成

別紙、「【参考資料】SADO ワークーション受入促進体制の構築に向けて」を参考に 3 年間を目途とした民間主導による受入体制構築のロードマップを作成する。

(5) 「SADO PORT LOUNGE」における新たな価値創造の提案と実証業務

- SADO PORT LOUNGE をワークーションの発信拠点として機能強化を図るための新たな空間づくりを提案する。
- ワクワク働ける環境や人との繋がりを創出されたい企業向けの PR として、企業誘致と定着化を進めることを重点として、「仕事する拠点」に自然を感じながら快適には働けるコワーキングスペースなどを提案し差別化を図る。
- 新たな価値創造の提案と実証業務の具体例として「【参考資料】SADO PORT LOUNGE 新たな体験価値の実証(例)」を参照に提案すること。

(6) 成果報告の提出

- 報告書(電子データ)
- その他、本市が指示するもの

7. 提案書および見積書の提出について

- 本委託業務の目的と内容を十分に理解し、「6. 企画提案を求めるテーマおよび業務内容」の項目毎の関係機関との連携体制も含めた業務実施体制と工程を明確化するとともに、業務完成イメージを提案すること。
- 「6. 企画提案を求めるテーマおよび業務内容」の(5)については、具体的な実証内容、期間および機材等を用いる場合の導入経費と調達方法、委託期間終了後の機材の取扱を明確に提案すること。
- 「5. 委託上限額」を踏まえて見積書を提出すること。
- 具体的な様式や提出方法等は公募要項に定める。

8. 留意事項

(1) 一般事項

- 業務の遂行状況について随時報告を行うこと。
- 受注者は、本業務の遂行にあたり、各種関係法令・条件等を遵守すること。
- 委託業務期間はもとより委託業務期間終了後においても、当該業務で知りえた機密、個人情報等は他に漏らしてはならない。

(2) 業務体制

- 受注者は、本業務の遂行にあたり、佐渡市における課題とビジョン、多様な地域資源等に精通し、戦略的に都市部人材や企業との関係人口創出に向けた基盤をつくるため、多様な業界に関する知識や人脈等があり、幅広く企業にアプローチできる人材を配置すること。
- 受注者は、本業務を円滑に実施できる体制を整備するとともに、業務の実施に必要なかつ十分な人員の確保を行うこと。

9. その他

- (1) 本業務の実施により生じた著作権に関するすべての著作権については、本市へ帰属する。
- (2) この仕様書について疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内藤については、その都度、本市と協議することとする。

10. 本委託業務の連絡先

〒952-1292 新潟県佐渡市千種 232 番地
佐渡市地域振興部 移住交流推進課 担当:西牧
電 話:0259-67-7153
FAX :0259-63-5125
E-Mail:r-iju@city.sado.niigata.jp